

少額工事の受注希望の物件入札参加資格審査申請について

入札参加資格審査申請（建設工事等における入札参加資格者名簿への登録）を行っていない事業者の方のうち、130万円以下の少額の工事・修繕工事のみの発注を希望される方は、下記の要件を全て満たす場合に限り、物件入札参加審査申請を行うことが可能です。

（1）構成市町に本社・本店を有する法人・団体 もしくは構成市町に住所を有する個人事業主であること。

（2）該当業種における建設業の許可を取得していること。取得していない場合は、該当業種について官公庁または民間での施工実績があること。

発注があるのは130万円以下の工事・修繕工事で、見積り合わせにおいて受注者が決定されるものに限りです。また、名簿登録を行っても必ずしも発注があるわけではありません。

（組合が少額の工事等を発注する際は、建設工事等における入札参加資格者名簿と、物件入札参加資格者名簿の中から選定を行います。既に建設工事などにおける入札参加資格者名簿に登録されている場合は、新たに物件入札参加資格者名簿への登録申請は必要ありません）

※少額工事については「28 その他」を選択し、申請書内に受注を希望する業種について記載して下さい。